

大阪市立喜連西小学校 「学校いじめ防止基本方針」

いじめ防止対策委員会

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「豊かな心を持ち、たくましく生きる子ども」育成のために「大阪市立喜連西小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の4点をあげる。

- ① いじめを生まない学校づくりの取り組み
- ② いじめを絶対に許さない学校づくりの取り組み
- ③ いじめの未然防止・早期発見のための取り組み
- ④ 家庭・地域との連携

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 学校教育目標を「人間性豊かな子どもを育てる」とし、心身ともに健康な子ども・自主的創造的な子ども・助け合う子ども・こころ豊かな子どもを目指し、授業規律の確立に努める。
- ② 児童会活動の充実を図り、たてわり班活動を通して、異年齢の子どもたちの望ましい交流や関係づくりを進めていく。
- ③ 望ましい集団活動を実現するための意見集約の場として、話し合い活動を活性化させ、意見交流を通してよりよい人間関係を築く子どもを育てる。
- ④ 教員の授業力向上のため、全員が年1回以上授業公開と、年間を通した教科領域研究を行い、校内研修の充実を図る。

(2) 自己有用感を高める

- ① 全教職員が共通理解した、児童の行動目標設定に即した指導を推進し、「3つの喜連西愛」や「学校生活のきまり」を守ろうとする児童の育成に努め、望ましい児童の行動を認めほめていく。
- ② 社会見学や自然体験活動，集団宿泊活動，ボランティア活動，職業体験や文化体験など，豊かな体験活動を展開する。
- ③ 当番活動や係活動，委員会活動を見直し，子どもたちが主体的に取り組む態度を育成する。
- ④ 集団の中でよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を育てるように，児童会活動や学校行事，異年齢交流の時間を設定する。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ① 人権に関わる教育の年間計画に基づき，計画的に指導する。
- ② 教職員の人権研修会を実施し，一人一人が鋭い人権感覚を身につけるとともに児童観察に生かしていく。
- ③ 道徳的な心情や判断力などの道徳性を養う道徳教育の充実を目指し，教職員の研修を充実する。
- ④ 「おはようございます」「こんにちは」「さようなら」という挨拶の習慣を身につけることでコミュニケーションを図り，良好な人間関係を築くようにする。
- ⑤ 「チャイムの合図を守る」「廊下・階段は走らない」「名札をつける」という基本的な生活習慣を身につけること，守らせることにより，児童の規範意識を高めしていく。
- ⑥ 生活科・理科の授業や委員会活動での飼育栽培活動を通して，動植物の命を大切にし，守り・育てていこうとする心情を育てていく。
- ⑦ 日々の学級での生活指導の中で，「困っている人を助ける」という心情を育てていく。とりわけ「見て見ぬふりをする行為」の問題性を指摘し，主体的に行動できるようにしていく。
- ⑧ 高学年児童には，ネットによるいじめの実態について知らせ，情報モラルを高めるとともに，もしも被害にあった場合は保護者や警察，学校に相談するように指導する。

4 いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは，大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し，ささいな兆候であっても，いじめではないかとの疑いをもって，早い段階から関わりをもち，いじめを隠したり軽視したりすることなく，積極的に認知する。

- ① 学級担任が、休み時間の児童の遊びや集団の様子を観察するなど、ささいな兆候を把握するようにする。ささいなことであっても気になる行動が見られた場合は、管理職に一報するとともに、複数の教職員で児童観察を進めていく。
- ② 学期に一回、いじめについてのアンケートを実施し早期発見を図る。学級や学年で気になる事象があった場合は児童の実態に応じてアンケートを実施し、複数の教員で児童を対象にした教育相談をするなど、柔軟的な取り組みを実施する。
- ③ 校長室を児童や保護者の教育相談室として位置づけ、周知することでいじめの早期発見の窓口とする。
- ④ 中学校に派遣されているスクールカウンセラーや平野区子育て支援室と連携し、互いに連絡を取り合うなどして、いじめの早期発見につなげていく。
- ⑤ 地域の主任児童委員とも児童の地域での生活の様子や気になる事案について定期的に協議し、児童の実態を把握しいじめの早期発見につなげていく。

5 いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめの兆候やいじめにつながる事案などが見られた場合は、決して一人で抱えるのではなく、学年や管理職に報告するように徹底する。
- ② いじめ事案と判断した場合は、校長はいじめ防止対策委員会を招集し、事実の確認・指導の方向性・指導体制の確立・指導の計画、保護者対応等、問題解決に向けて協議する。また、教育委員会にもいじめ事案として報告をする。
- ③ 被害児童については学級担任を含めた複数の教員による聞き取りを実施し、事実・経過・被害の様子などについて確認する。
- ④ 学年担任・管理職は被害児童・保護者とともに保護の仕方や今後の指導について協議し、指導を進めていく。また、加害児童やその保護者には事実や経過を伝え、毅然たる指導をする。
- ⑤ いじめ防止対策委員会を適宜開催し、指導の経過、児童の様子、保護者の声等について確認し、必要な場合は指導方法や対応について修正していく。
- ⑥ いじめについての指導により、なかなか改善が見られない時は、教育委員会の助言を得るとともに、場合によっては関係諸機関に相談する。
- ⑦ ネット上のいじめに対しては『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』などを活用する。
- ⑧ いじめ問題については教職員が同じ方向性を持って指導することが不可欠である。情報の共有化・教職員の連携そして各学年・各学級の児童の見直し活動を実施して、いじめの拡大、未然防止に努める。

6 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 学年打ち合わせ会

〈構成〉 学年担当および学年に関わっている教職員

〈役割〉 日々の生活の中で見えてきたいじめにつながる事案・いじめの疑いの可能性のある事案など児童の問題行動に関わる情報の収集と共有，指導を行う。
また，管理職には必ず報告をする。

② 生活指導部会

〈構成〉 各学年の生活指導担当・教頭

〈役割〉 ・各学年での児童の実態の報告と指導の進め方の支援・助言をする。また，事案によっては学校で全体に指導をする。
・具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正

③ いじめ防止対策委員会

〈構成〉 管理職・教頭・教務主任・生活指導部長・学年主任・学級担任・養護教諭

〈役割〉 いじめの疑いのある事案が発生した場合は，緊急会議を開催し，情報の共有・関係児童への聴き取り・指導および支援の方針の決定，保護者との連携の実施

④ 職員会議

〈構成〉 教職員全員

〈役割〉 いじめ事案の情報の共有化，学校としていじめ事案を受けての学校全体の取組の決定

【年間計画】

〈調査等〉

- ① 児童対象いじめアンケート調査 年3回 （6月・10月・2月）
- ② 保護者対象いじめアンケート調査 事象により実施
- ③ 児童への聴き取り調査 児童の実態に応じて適宜実施

〈研修会〉

- ① 人権推進委員会（年間5回）
- ② 生活指導部会（毎月）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 学校説明会等でいじめ防止基本方針の説明
- ② 主任児童委員との連携
- ③ 必要に応じて、学校協議会との連携

(3) 取組内容の検証

- ① 保護者を対象にした学校アンケートを実施し，いじめの未然防止・再発防止についての評価を実施し，改善を図っていく。

- ② 「運営に関する計画」で取り組みを評価する。
- ③ 学校ホームページや学校だより、学校協議会やPTA 実行委員会によって、本校の取り組みについて、情報発信、啓発を行う。

7. 重大事案への対処

- ① 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」，「相当な期間，学校を欠席することを余儀なくされている疑い」など重大な事案があった場合は，速やかに教育委員会に報告をし，連携して，調査および対応を実施する。
- ② 学校の対応窓口を管理職とし，学校・保護者・教育委員会・その他関係機関が一となって問題解決を進めるよう調整する。
- ③ 被害者児童の保護及び救済を第一とする。被害者・保護者の心情を十分に共有し，誠意ある対応をもって指導を進めていく。
- ④ 加害者児童については毅然たる指導を行い，再発防止に努める。指導にあたっては人格を否定するのではなく，いじめ行為が人間として許されないことであることを心情に訴える。
- ⑤ 学校が把握した事実については，児童・保護者等の人権や心情を十分に配慮し，関係者に情報提供することを基本とする。

※ いじめ発見の際の流れ

- ① 児童・保護者から訴え・相談、教職員からの気づき
- ② 管理職に一報
学級担任、学年担任による児童観察・聴き取り
- ③ いじめ防止対策委員会の実施
・事実の確認 ・指導方針の決定 ・保護者との連携
- ④ 被害児童の保護・支援・保護者との連携
- ⑤ 加害児童への指導・保護者との連携
- ⑥ 学級・学年・学校全体での指導
- ⑦ 教育委員会への報告、関係諸機関との連携